



千葉県PRマスコットキャラクター
チーパくん
千葉県許諾 第A2505-1号

水 土 里 ネット ちば

Chiba Prefectural Federation of Land Improvement Association

2022 SUMMER
Vol.
335



第27回美しい農村環境写真コンテスト最優秀賞 「干潟八万石に虹が」 撮影場所：旭市琴田 撮影者：渡邊 良一

CONTENTS

□絵 多様な担い手による地域と共生した都市農林業の実現に向けて

- | | | |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 1 「農業農村整備の集い」開催される | 8 農業事務所だより・東葛飾農業事務所
東葛飾農業地域の事業の取り組み | 14 土地改良区に係る運営及び検査について
(パート13) |
| 2 「第46回全国土地改良大会 千葉大会」の
開催が決定しました | 10 農業事務所だより・印旛農業事務所
関東農政局多面的機能発揮促進事業局長表彰
最優秀賞受賞 | 18 令和4年度 千葉県 新規採用職員紹介 |
| 4 新生成田市場が開場しました | 12 農業事務所だより・香取農業事務所
経営体育成基盤整備事業 堀之内地区着工 | 21 篠本新井地区 生きもの定点調査
～ぼくらの田んぼに行ってみよう～ |
| 6 農業事務所だより・千葉農業事務所
千葉農業事務所管内の土地改良区について | | |

千葉県土地改良事業団体連合会

(愛称： 水 土 里 ネット 千葉)

多様な担い手による地域と共生した 都市農林業の実現に向けて

～東葛飾地域 農林業振興方針の紹介～

- 当事務所が所管する東葛飾地域は、大消費地に近い有利な立地条件を生かして、多彩な農業経営が展開されていますが、一方で、都市化・混住化に伴う営農環境の悪化や、近年では大型物流倉庫の建設や太陽光発電施設の増加などで、優良農地の減少が続いています。
- また、この20年間で基幹的農業従事者も半減し、65歳未満では67%も減少するなど、高齢化の進行も深刻です。



管内北西部に広がる水田地帯

- このような状況のもと東葛飾農業事務所では、「担い手育成」「園芸産地の振興」「水田農業の展開」の3本を重点施策の大きな柱として推進しています。
- 「園芸産地の振興」については、「日本一の梨産地の振興」「ねぎを中心とした露地野菜の振興」に注力し、生産力、収益力の強化を図ります。
- 「水田農業の展開」については、今年度から手賀沼周辺地域で開始される「国営総合農地防災事業手賀沼地区」に基づく営農ビジョンをベースとして、担い手への農地集積・集約化、圃場条件の改善等により、大規模水稻経営体の育成を図り、新技術の導入による収量の安定確保、米価に影響を受けない安定した水稻経営の実現を目指します。



日本一を誇る東葛飾の梨



昭和31年に農水省が建設した手賀排水機場



令和4年1月にリニューアルオープンした道の駅しょうなんの農産物直売所

- 関係機関、団体等の御協力をいただきながら、多様な担い手による地域と共生した収益力の高い都市農林業の実現に向けて、取り組んでまいります。
- 第6次東葛飾地域農林業振興方針の詳細はHPをご覧ください
<https://www.pref.chiba.lg.jp/ap-toukatsu/toukatsu/sinkouhoushin.html>



「農業農村整備の集い」開催される

～農を守り、地方を創る予算の確保に向けて～

水土里ネット千葉 総務部

令和4年6月14日午後1時30分から、東京都千代田区の砂防会館別館「シェーンバッハ・サボー」において「農業農村整備の集い」が開催されました。

大会には多くの国会議員や土地改良関係者、また、農林水産省からは金子原二郎農林水産大臣、宮崎雅夫、下野六太両農林水産大臣政務官をはじめ農村振興局幹部職員などが出席し、約900名の農業農村整備関係者が全国から参集しました。

この集いは、全国の農業農村整備関係者が一堂に会し、現下の情勢を共有した上で、農業農村整備の一層の推進を図っていくことを目的に開催されたものです。



▲二階俊博全土連会長

冒頭主催者挨拶で、二階俊博全国土地改良事業団体連合会長は、「食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長のため、土地改良により農地の大区画化、汎用化等を推進していくことが骨太の方針に明記された。我々はこの政策目標を実現するために闘っていかなければならない。」と力強く述べられ、土地改良関係者の更なる結束を訴えました。

来賓の祝辞で、金子原二郎農林水産大臣は、「農業・農村の振興を図るため、農地や農業水利施設といった我が国の食料の安定供給に欠くことのできない農業インフラを整備する農業農村整備事業は、とりわけ、その重要性を増している。今後とも、事業の着実な推進が図られるよう、全力で取り組んでいく。」と述べられました。



▲金子原二郎農林水産大臣



▲進藤金日子参議院議員

引き続き、進藤金日子参議院議員・都道府県土連会長会議顧問は、「現場に寄り添い、緊急的にやるべきことと中長期にやることを整理し、戦略的に行っていかなければ日本の農業の生産基盤が崩れてしまうと述べ、食料安全保障ということを本当に強化、確立しなければ、この国の将来を見通すことができない。」と危機感を示した。

また、「食料自給力を高めるには農地と水の機能を高めることが重要であり、土地改良予算を安定的に確保しなければならない。」と力説されました。

その後、要請文を満場一致で採択し、最後のガンバロウ三唱では、男女共同参画の趣旨を踏まえ、元木真澄氏(やまがた水土里ネット女性の会会長)、石川房代氏(とちぎ水土里ネット女性の会会長)、今枝愛子氏(全国水土里ネット女性の会副会長)、小坂慶一氏(愛知用水土地改良区、全土連出向中)、目崎秀太氏(米沢平野土地改良区、全土連出向中)の男女5名による「ガンバロウ」の発声後、一同の盛大な拍手で集いを閉会しました。

集い終了後、各県代表者は関係国会議員、関係省庁へと予算確保等の要望を行い、本県でも地元選出国會議員に要望をしてきたところです。



▲ガンバロウ三唱

「第46回全国土地改良大会 千葉大会」 の開催が決定しました。

千葉県土地改良事業団体連合会

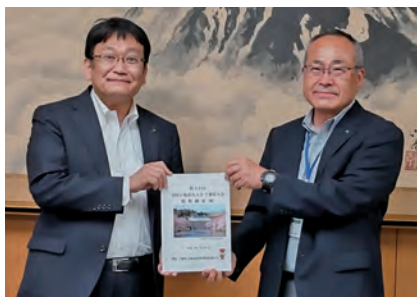
令和4年3月3日の全国土地改良事業団体連合会理事会におきまして、令和6年度全国土地改良大会を千葉県において開催することが承認されました。

千葉県での「全国土地改良大会」の開催は初めてであり、令和6年10月に「幕張メッセ」イベントホールにおいて行います。みなさまのご参加をお待ちしております。

去る5月9日に熊谷俊人千葉県知事、5月13日には信田光保千葉県議会議長、千葉県市長会並びに千葉県町村会、また、5月20日には開催市となります神谷俊一千葉市長に大会開催について報告し、併せて大会に向けての協力をお願いしました。



熊谷千葉県知事へ報告



神谷千葉市長へ報告



信田千葉県議会議長へ報告

第1回第46回全国土地改良大会千葉大会 実行委員会の開催

去る5月23日千葉県土地改良事業団体連合会理事会におきまして、千葉大会の基本方針及び実行委員会設立について承認されました。

引き続き、6月10日には第1回目の千葉大会実行委員会を開催し、委員の皆様へ千葉大会における基本方針の説明をさせて頂き、大会開催までの作業スケジュールや今年度行うべき作業内容について検討が行われました。

千葉大会実行委員会メンバー

千葉大会実行委員会メンバー		
委員長	千葉土連	杉野副会長
委員	全土連	宮瀬事務局長
	千葉県耕地課	鈴木課長
	千葉県農地・農村振興課	板倉課長
	千葉市農政課	渡部課長
	東葛北部土地改良区	渡辺事務局長
	印旛沼土地改良区	磯総務課長
	千葉県干潟土地改良区	岩岡事務局長
	安房中央土地改良区	小橋事務局長
	両総土地改良区	早川事務局長
	千葉土連	篠原事務局長 田中技術部長 佐野換地部長

今年度は、全国土地改良大会の趣旨を簡潔に表現し、千葉の良さ、千葉らしさを全国に向けて発信するための「大会テーマ」を検討し決定することとしております。

第46回全国土地改良大会千葉大会テーマ募集

第46回全国土地改良大会千葉大会実行委員会より

本県初の全国土地改良大会を令和6年10月に開催するに当たり、大会テーマを募集することといたしました。

全国土地改良大会の趣旨を簡潔に表現し、千葉の良さ、千葉らしさを全国に向けて発信できるようなものを、30文字程度にまとめてください。

締め切りは、令和4年9月15日(必着)です。

応募方法

- (1) **応募資格** どなたでもご応募いただけます。(日本在住の方に限る)
- (2) **内 容** 全国土地改良大会の趣旨を簡潔に表現し、千葉の良さ、千葉らしさを全国に向けて発信できるようなもの。
- (3) **応募方法** 次の事項を明記し、下記応募先までご応募ください。(郵送、メールなど)
 - ① 大会テーマ：30文字程度にまとめてください。
 - ② テーマの説明：テーマの趣旨、意図を100から150文字程度で簡潔に記入してください。
 - ③ 氏名(ふりがな)、年齢
 - ④ 住所・郵便番号、電話番号またはe-mail

※ 個人情報については、応募の確認、作品の審査、入賞者への通知、賞品の発送以外には使用しません。

締め切り

令和4年9月15日(必着)

表 彰

- 最優秀賞1点
- 応募者全員より抽選で5名に県産品プレゼント

応募先

千葉県土地改良事業団体連合会 総務部

住所：〒261-0002 千葉市美浜区新港249-5

- 応募用紙、注意事項等詳細は、下記のホームページをご覧ください。

http://www.chibadoren.or.jp/zenkokutaikai_46.php



新生成田市市場が開場しました



成田市経済部卸売市場



経緯と概要

昭和49年に開場した旧成田市場は、40年以上にわたり北総地域の食の流通拠点としての役割を担ってきました。しかし、施設の老朽化や取扱高の減少など、様々な課題を抱えていたことから、移転・再整備事業を進めてきました。

この度、令和4年1月20日に成田空港隣接地に開場した新生成田市市場は、農水産物の加工や海外への輸出に必要な手続きを場内で完結させ、迅速に輸出を行うことを可能とする「ワンストップ輸出機能」を備えた日本初の卸売市場です。また、現在、延伸整備が進められている圏央道や東関東自動車道のインターチェンジにも近く、国内外の流通に適した立地となっています。

場内施設

新市場は、水産棟、青果棟、高機能物流棟の3つの棟で構成されています。

水産棟は、国際的な衛生基準であるHACCP認証の取得も想定した閉鎖型施設となっています。施設全体に低温管理機能が施されているため、商品を鮮度の高い状態で保つことができ、より安全・安心な食材を提供できるようになっています。

青果棟についても、水産棟と同様、衛生面に配慮した閉鎖型施設となっています。また、より効率的に商品を運ぶため、一方通行を基本とした売り場レイアウトを採用しています。

高機能物流棟では、水産・青果棟から調達した農水産物をすぐに加工し、海外へ輸出するために必要な各種証明書の受け取り・植物検疫・爆発物検査・通関といった手続きを行うことができます。本来なら時間が掛かってしまう輸出手続きなどを一貫して行うことで、朝にとれた農水産物をその日のうちに海外の店舗に並べることができます。



水産棟



青果棟



高機能物流棟

生産者に向けた取り組み

昨年11月には、農業協同組合や漁業協同組合などの生産者を対象とした視察研修会を開催しました。新市場における取り組みや施設機能を紹介するとともに、今後の事業展開についての意見交換を行いました。



今後の予定

新市場には、それ以外にも、肉や漬物、調味料などを取り扱う関連食品棟、市場から卸された新鮮な食材を購入したり、食事を楽しんだりすることができる集客施設棟、飛行機の離着陸を間近に眺めることができる展望デッキが建設される予定です。関連食品棟は令和4年秋頃のオープンに向けて準備を進めています。また、集客施設棟や展望デッキについても、整備に向けて引き続き取り組んでいきます。



新市場へのアクセス

新市場は、東関東自動車道成田ICより約5km、新空港自動車道新空港ICより約3kmの場所にあります。公共交通機関での来場を希望される場合は、成田空港第2ターミナルビル発着のシャトルバス、もしくは成田市コミュニティバス津富浦ルートをご利用ください。

出荷をお考えの方へ

新市場へ水産物や青果の出荷をお考えの方は、各卸売業者へご相談ください。

- 水産物： 大都魚類株式会社 成田支社 TEL 0476-94-5722
- 青果： シティ青果成田市場株式会社 TEL 0476-85-4037

※新生成田市場のPR動画を公開しています。URLもしくはQRコードからぜひご覧ください。
<https://www.youtube.com/watch?v=qPc1ykIByjU>



千葉農業事務所管内の 土地改良区について

千葉農業事務所

1 管内土地改良区の現状

千葉農業事務所では、全農業事務所で一番多い36の土地改良区(千葉市8、市原市28)を所管しています。千葉県全体の土地改良区数は平成30年度末191(平均19)ですから、いかに千葉管内に土地改良区が多いかがわかります。

受益面積は、1団体あたり10ha~341ha(平均91ha)で、50ha未満は14団体で39%、100ha未満は25団体で70%を占めています。100ha未満の全国平均は44%、千葉県平均は55%ですから、千葉管内の小規模土地改良区の多さがわかります。

一方、各市の耕地面積に占める土地改良区の受益面積の割合は表1のとおりです。

(表1) 耕地面積(作物統計調査R4.4.20農水省公表)

(単位:ha)

	耕地面積(田で内数)	改良区受益面積	割合(%)
千葉市	3,540(859)	662	18.7%(77.1%)
市原市	5,370(3,470)	2,611	48.6%(75.2%)
合計	8,910(4,329)	3,273	36.7%(75.6%)

千葉市、市原市ともに田については、土地改良区の受益は市内耕地面積(田)の75%を占めており、土地改良区の重要性があらためて認識されます。

組合員数は、全体で8,328名(千葉市1,948名、市原市6,380名)、1団体あたり33人~1,044人(平均231人)、組合員1人あたり農地面積は0.39haとなります。

事務員については、確保されているのは21団体(58%)で県平均の46%をやや上回っています。受益100ha以上では、ほぼすべての土地改良区で事務員は確保されています。

2 管内土地改良区の解散状況

平成13年時点の管内土地改良区数は、46(千葉市12、市原市34)でしたが、20年間で10(千葉市4、市原市6)土地改良区が解散しています。

県全体では、平成13年度245から平成30年度末191で54土地改良区が解散(ないしは合併)しているの、千葉管内と県全体とほぼ同じ割合(20年間で2割)で解散していることになります。

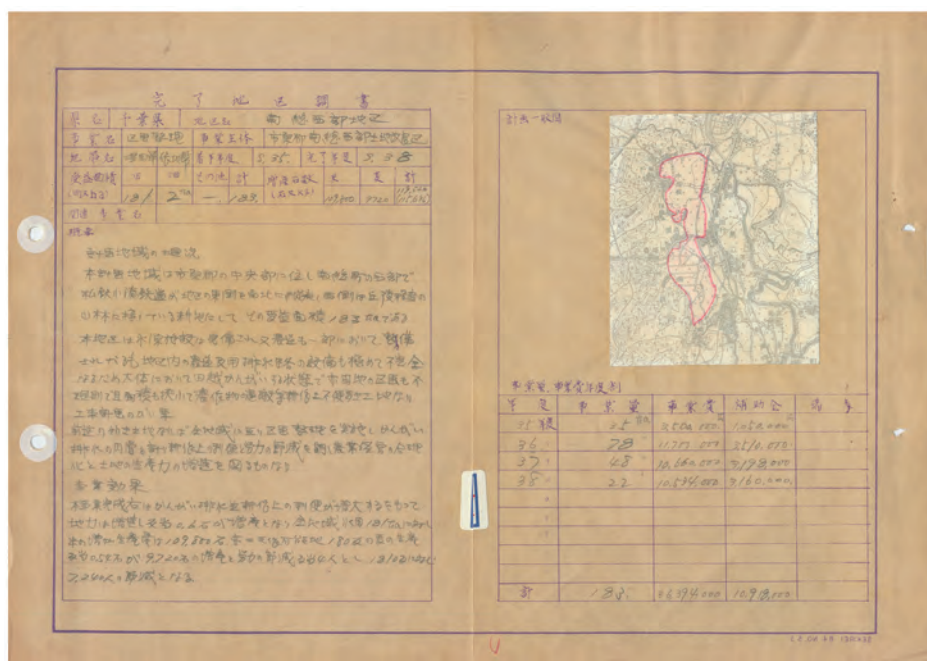
さらに今から約40年前の昭和58年は、県全体282、管内63(千葉市20、市原市43)でした。40年間で、県全体で3割、管内で4割の土地改良区が解散しています。

3 管内土地改良区の今後の合併

昭和35～38年度に実施された団体営ほ場整備事業南総西部地区の事業主体は、「市原郡南総西部土地改良区」となっています。この土地改良区はすでに存在しませんが、受益地は、現在の「戸田中央」、「市原市中高根」土地改良区及び2水利組合の受益地で、内房線五井駅を起点とする小湊鉄道光風台駅、馬立駅の西側に位置します。両土地改良区とも設立は昭和27年であり、ほ場整備事業を実施するために「市原市南総西部土地改良区」を新設し、事業完了後に解散しました。

この南総西部地区の実施から60年後の現在、再基盤整備の事業化に向けた機運が高まり、令和3年度には「戸田地区ほ場整備事業推進委員会」が設立されました。そして、この事業化を契機として、両土地改良区(+2水利組合)は合併を目指しています。

本年度と来年度には、県土連が事業主体となり「土地改良区体制強化モデル事業(関東では当地区のみ)」を実施して、合併を推進します。この事業では、国、県、市、地元、学識経験者、連合会からなる合併協議会を年2回開催し、地域実態調査などを通じて合併体制を構築します。誌面上で恐縮ですが、この場をお借りして関係機関の御協力をお願いいたします。



南総西部地区完了地区台帳

4 おわりに

一番古い土地改良区の設立からすでに70年が経過し、社会情勢が大きく変化している中で、土地改良区の運営が益々厳しくなっている現状ではありますが、日本の農業を根底で支えている土地改良区の役割だけは当時と何ら変わることはないと思われます。

今後とも、各種事業の展開により地域農業を支えるとともに、土地改良区支援に努めてまいりますので、関係機関の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

東葛飾農業地域の事業の取り組み

《農業用河川工作物等応急対策事業(船形地区)》

東葛飾農業事務所

1 受益の概要

本地域は、県北の利根川沿いに位置する低平な水田地帯です。用排水とも利根川に依存しており、干ばつ、洪水を防止し、農家経営の安定を図ることを目的として、県営かんがい排水事業(S53～H14)で基幹的水利施設である揚排水機場、幹線パイプライン、幹線排水路を造成し、併せて、生産性の向上を図るため県営ほ場整備事業(S53～H12)により区画整理(30a)、用水路(パイプライン)、排水路、暗渠排水、農道等が整備され、現在はブロックローテーション方式により、大規模な麦・大豆の作付けが行われています。本事業の対象施設である船形揚排水機場の堤外排水路は、このような東葛北部地域の排水を担う重要な施設となっています。

2 地区の概要

当該施設である堤外排水路は、江戸時代に造成された関宿掘として昔から内水排除用の排水路として利用されており、平成元年に「県営かんがい排水事業 東葛北部地区」で船形揚排水機場を造成した際にも引き続き利用されていました。

また、船形揚排水機場は地区の湛水被害を防止する上で重要な施設であり、機能低下により排水が計画的にできない場合、地域農業だけでなく、周辺地域の湛水被害にもつながる施設です。

しかし、近年は、堤外排水路の護岸の崩落や堤体の陥没等が散見され、将来的に排水路の機能が損なわれることが危惧されていました。また、河川堤防に隣接しているため、堤外排水路の破損が原因で堤防本体が決壊した場合、甚大な被害が想定され、河川管理者から指摘を受けている状況でした。

そこで、令和元年度に農業用河川工作物等応急対策事業「船形地区」として事業化し、堤外排水路*を整備することとしました。

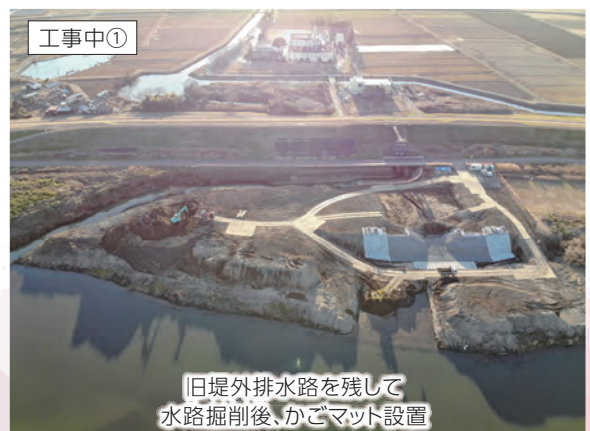
*堤外排水路工事は令和2～4年の3年債務工事であり、令和2年は工事契約のみ、令和3年11月から本格的に工事を開始し、令和4年6月に完成

○地区概要

受益面積：945.4ha (田 810.1ha、畑 135.3ha)
 事業費：195,400千円(工雑・事務費抜)
 工期：令和元年度～令和4年度
 事業内容：堤外排水路 L=74.6m(かごマット)
 土水路 L=49.5m

○年度毎の実施内容

令和元年度：測量業務・実施設計業務
 令和2年度：堤外排水路工事(1年目)・付帯工事
 令和3年度：堤外排水路工事(2年目)
 令和4年度：堤外排水路工事(3年目)・測量業務





堤外排水路の護岸



堤外排水路(本川合流付近)

3 令和4年度の実施内容

令和4年5月に本工事の完成前に河川管理者による現地立会で完成が認められ、6月に堤外排水路工事が完成しました。現在は、河川法第24条(土地の占用)の申請に必要な丈量図を作成するため、測量業務の準備を進めているところです。



野田市特産の枝豆

関東農政局多面的機能 発揮促進事業局長表彰 最優秀賞受賞

印旛農業事務所

はじめに

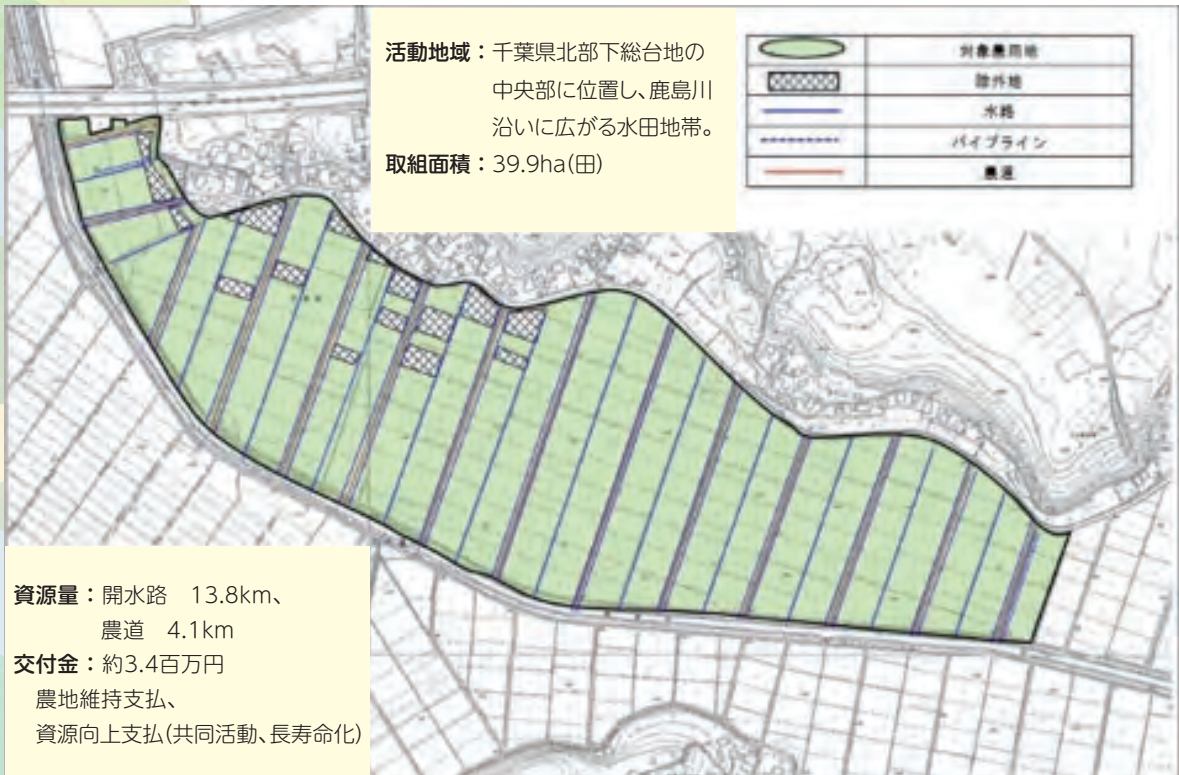
印旛農業事務所管内では、8市町84団体が多面的機能支払交付金制度を活用し、地域資源の保全活動に取り組んでいます。(令和3年度取組数)

昨年度には、佐倉市の活動組織(おおしの緑地会)が令和3年度の関東農政局多面的機能発揮促進事業局長表彰で最優秀賞を受賞しました。

当組織は、施設の維持管理や共同活動を図るため平成26年度に活動組織を設立し、多面的機能支払交付金の取組みを開始しました。活動を通じて、農業者だけではなく、地域の住民や自治会組織等と連携し地域の共同意識や次代につなげる環境づくりの意識(ふるさと愛)を育んでいます。

また、地域農業のあり方についても話し合いを進め、本活動を契機として、地域農業の担い手となる集落営農組織の起ち上げにも至りました。

「おおしの緑地会」の概要





おおしの緑地会

(千葉県 佐倉市)



組織の概要

平成26年から多面的機能支払交付金の取組みを開始し、この活動をきっかけに、イベント出店や催しの開催等、独自活動を積極的に展開し、農業者だけでなく、地権者や地区の住民、様々な団体も含め、地域の共同意識や次代につなげる環境づくりの意識（ふるさと愛）を当地区に育てている。また、地域農業のあり方についても話し合いを進め、本活動を契機として、地域農業の担い手となる集落営農組織の起ち上げに至っている。



地域保全活動

●水路の泥上げや草刈りを実施し、多数の地域住民が参加している。



水路の泥上げ風景

草刈り風景

農村環境保全活動

●農道沿いに植栽活動を実施している。



植栽した花壇

植栽作業

集積・集約の推進

●農家を中心に勉強会を結成し、話し合いを重ねた結果、集落営農組織が起ち上がった。



集落営農組織結成までの経緯と勉強会風景

施設の維持管理

●水路の機能診断を実施し、直営施工で水路の補修を実施している。また、台風災害時には共同で水田の漂着ゴミの清掃を実施した。



水路の補修風景

漂着ゴミの集積風景

<https://www.maff.go.jp/kanto/nouson/nouchi/2003116.html> (関東農政局HP)

むすびに

印旛農業事務所として、管内関係市町と連携し、多面的機能支払交付金制度の取組組織数及び取組面積の拡大を図ると共に、本制度を活用し地域保全の向上や地域農業の活性化を支援していきます。

経営体育成基盤整備事業 堀之内地区着工

香取農業事務所

はじめに

香取管内の水稻は、北部の利根川沿岸、南部の栗山川流域の水田地帯を中心に生産され、この中でも香取市は水稻の作付面積及び収穫量が県内1位であり、県を代表する穀倉地帯です。

香取管内では、ほ場整備事業による生産基盤の安定化や省力化、将来へと繋がる営農を目指し、現在実施中の地区が3地区、事業採択に向けて計画段階の地区が3地区あります。

本誌では、令和3年度から工事着手した香取市の「堀之内地区」について紹介します。

事業内容

事業年度：平成30年度から令和5年度

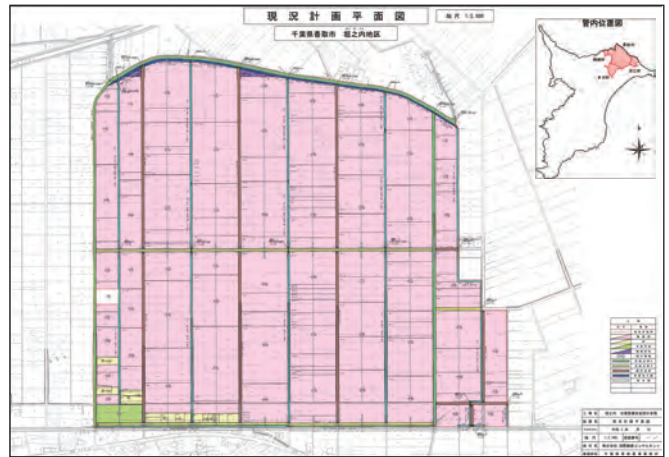
受益面積：72.3ha

総事業費：11億9200万円

事業内容：区画整理工 A=70.5ha

暗渠排水工 A=62.9ha

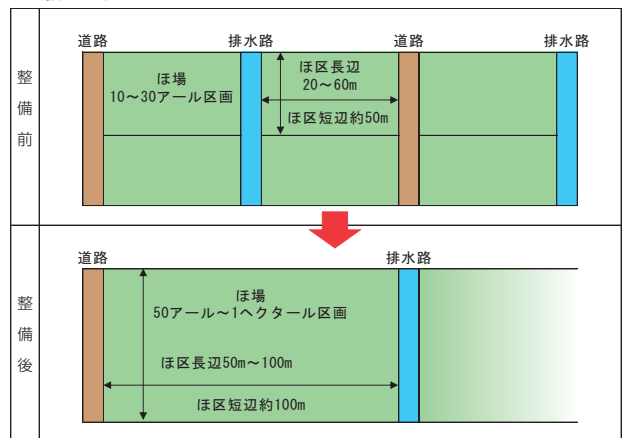
土地改良区：両総土地改良区



整備計画

本地区は、従前のほ区短辺が約50メートルの10～30アール区画であったため、従前の農道を一本置きに除去し、ほ区短辺を約100メートル、長辺を50～100メートル以上とすることで、50アール～1ヘクタール超となる大区画化を図り、用排兼用の土水路は、揚水機場(2箇所)によるパイプライン化、排水路は柵渠等によるライニング化、乾田化を図るための暗渠排水を整備します。

道路抜き工法



出典：農林水産省HP「自動走行農機等に対応した農地整備の手引き」より

工事計画

本地区は、現況地形の勾配が緩やかで現況と計画の高低差が小さいことから、表土扱い(表土剥ぎ・表土戻し)を行わない整地(基盤整地・簡易整地)で工事を行う計画としました。また、現況は耕作道路の両側に用排兼用の土水路が配置されており、区画整理工事期間中も既存の土水路で用水の供給が可能であることから、区画の造成を優先する、いわゆる「面先行型 ※1」の整備方法としました。

※1:区画整理工事を優先し、排水路の護岸(柵渠等)や用水施設(揚水機場・パイプライン)工事は区画整理工事が完了してから行う方法

工事の状況

施工フロー

- 地割測量
- 仮排水路工
- 既設構造物撤去工
- 暫定排水路工
- 旧排水路埋戻工
- 道路工(盛土・敷砂利)
- 基盤整地工(切り盛り)
- 畦畔築立工
- 基盤整地工(仕上げ)

※施工フローは、受注者により前後する場合があります。

整備前後の水田(ドローン撮影)



整備前の水田(令和3年9月撮影)



整備後の水田(令和4年6月撮影)

おわりに

堀之内地区では、区画整理工事(面整備)を令和3~4年度の2カ年で実施し、その後、排水路護岸、用水路、暗渠排水工事を順次進めてまいります。令和4年度の春から新しい大区画での営農が行われ、順調に生育している様子や耕作者から喜びの声を聞くととても励みになっています。

今後とも地元役員、土地改良区の皆様と協働し、一日も早く安定した農地をお返しできるよう努めてまいります。

土地改良区に係る運営及び検査について

パート13

千葉県農林水産部 耕地課
団体指導課

◆このコラムでは、土地改良区運営及び検査に係る改善方法を考えていきます◆

1 土地改良区の解散について

組合員の高齢化が進行している状況で、今後新たな土地改良事業を予定していない土地改良区については、解散を検討されている方々もいらっしゃると思います。なお、土地改良区を解散する場合、農地や用水施設等は存続しており、それらの農地、施設を維持管理していくために任意団体(水利組合等)を設立するのが通常のケースになっております。

土地改良区が解散し、任意団体に引き継いでいくに当たり、最も重要なのが、土地改良区が保有している財産の引継ぎになります。では実際にどのような財産があるのか主だったものを紹介していきます。

土地改良区が保有している財産

用排水施設

揚水機場、パイプライン(塩ビ管、鋼管等)
U字溝、取水堰(ゲート等)
…等々

占用権、水利権等

- 道路下に埋設されているパイプライン
- 道路の路肩に設置されているU字溝
- 河川の堤防に設置されている取水堰(ゲート等)
- …等々

土地

揚水機場用地、水路の底地
…等々

預貯金、現金

財産として見落としがちなので
要注意!!

(1) 用排水施設

用排水施設は土地改良区の財産台帳等でまとめられていると思いますので、この台帳を基に財産として任意団体へ引き継ぐことが重要となってきます。

ここで見落としがちなのが、**施設の占用権や水利権**についても財産であり、管理主体が土地改良区から任意団体へ変更になる場合、占用権や水利権についても変更する必要があるということです。

占用権や水利権は、10年が標準期間として設定されており、一度更新すると次の更新までの期間が空いてしまうため、目に見える施設とは違い、どうしても意識が薄れがちになってしまいます。**解散に当たりましては、今一度、占用権や水利権を引き継ぐものがないか、改めて確認するようお願いいたします。**

ここまでは施設が存続していることを前提に留意事項を挙げましたが、逆に施設の用途がなくなる段階で、施設管理者である土地改良区は施設撤去等について検討しなければなりません。ここで最もネックになってくるのが、**撤去等費用の確保**です。土地改良区解散前であれば、組合員から特別徴収金という形で徴収することが可能ですが、土地改良区が解散し任意団体に引き継がれた場合、営農規模が縮小されて組合員から必要な費用を徴収できないという事態等が想定されます。引き継ぐ段階で十分な資金が確保されていれば撤去等費用の確保も可能と考えられますが、そこまでの費用を確保するのはなかなか難しいことであると思います。このような事態を未然に防止するため、**費用面も含めた施設撤去等の目途が立った段階で解散を検討していく等の「先々の状況を見据えた考え方」が重要**となってきます。必ずその点を視野に入れた上で検討していくようお願いいたします。

(2) 土地

土地改良区で保有している土地は**任意団体へ引き継ぐことができない**ため、管轄市町村や近隣の土地改良区へ引き取ってもらうように調整することが必要となってきます。

(3) 預貯金、現金

土地改良区で保有している預貯金、現金については、過年度の出納簿等と突合し、残額を正確に把握する必要があります。なお、預貯金、現金については、土地改良区の解散認可が下りた後に、清算終了の手続きがありますが、**事務上の事務費(主に、官報登載費用(登載は3回必要ですが、1回当たりの登載費用は約5万円ですので、3回分の場合、約15万円必要になります。))**を確保しておく必要がありますので、御注意ください。

土地改良区が保有している財産について、主だったものを紹介しました。これ以外にも土地改良区ごとに保有している財産があると思います。**大事なものは引き継ぐべき財産をきちんと把握し、引継先である任意団体での維持管理に支障を生じないように配慮することである**と思います。

2 土地改良区解散認可後の手続について

土地改良区解散認可された段階で、解散手続が完了ということではありません。

解散認可後に清算終了と呼ばれる清算手続を経て、正式に土地改良区は解散となります。清算終了の手続は以下フロー図のとおりです。

土地改良区解散認可が下りた折には、**必ず清算終了の手続を忘れずに実施してください。**

土地改良区に係る運営及び検査について

パート13

清算終了手順フロー

① 清算人選任

土地改良区が解散した場合、合併により解散する場合を除いて**理事が清算人となります**。ただし、総会で他の方を選任した場合はその方が清算人になります。

(土地改良法第68条第1項)

土地改良区内で清算人となる方がいない場合は、**裁判所で清算人の選任を行います**。

(土地改良法第68条第2項)

② 清算人就任届

清算人が就任した場合、その旨**都道府県知事に届ける**必要があります。

(土地改良法第68条第4項)

③ 債権申出の公告及び催告

清算人は**その就職の日から2か月以内に少なくとも3回以上公告**(公告は、官報に掲載します)し、一定期間内に債権の請求を催告しなければなりません。

また、債権者が明確な時は、**各個人ごとに債権請求の申出の催告をしなければなりません**。

(土地改良法第69条の2)

④ 残余財産処分

清算を弁済した後、処分を行います。

(土地改良法第70条)

⑤ 決算報告書の作成及び総会の承認

清算事務終了後、清算人は速やかに決算報告書を作成し、**総会の承認を得なければなりません**。

(土地改良法第71条)

⑥ 清算終了の届出

清算人代表が都道府県知事に提出します。

(土地改良法第71条の2)

土地改良法の一部改正について(土地改良区の組織変更制度の創設)

本項目は公布の日(令和4年4月1日)から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行される予定です。

解散を予定している土地改良区が、適正な施設の維持管理等の条件のもと、**一般社団法人又は認可地縁団体**※に組織変更することができる仕組みを創設する。

※地方自治法に規定される地縁に基づいて形成された団体(自治会等)で、市の認可・告示を受けることで法人格を取得し、団体名義での不動産登記が可能

背景

- 土地改良区は、土地改良事業の事業参加者を組合員として当然加入させ、必要な場合は組合員から負担金を強制徴収するなどの強制力を有する一方で、事業範囲は土地改良事業及びそれに附帯する事業に限定。
- 地区内の農業の法人化が進み、土地改良区の組合員数が一定数を下回っている、管理する施設が小規模かつ管理に係る労力が小さい等、土地改良区の調整機能を活用する必要がなく、地元住民と共同で施設管理が継続可能な場合や、別法人に移行し、地域のニーズに応じた多様な事業を展開する場合がある。

対応

- 簡易な管理体制で適正な施設の維持管理が可能等の一定の条件を満たす場合に限り、**一般社団法人又は認可地縁団体に組織変更**できることとする。なお基幹的な土地改良施設を管理する土地改良区や建設事業(負担金の償還を含む)を実施中の土地改良区は本制度の対象としない。

事業範囲の制限や組合員資格が支障となる事業

- 事業範囲は、土地改良事業及びその附帯事業(組合員からの賦課金で負担)に制限され地域から必要とされる事業活動が行えない

<農村の維持のための事業の多角化の例>

小水力発電の売電収入を地域の共同施設の維持費に充当



- 事業参加者は、地区内の耕作者、農地所有者に限定、集落住民との共同事業が行えない

<非組合員と共同で行う維持管理の例>

非組合員の集落住民と共同で行う水路の泥上げ



土地改良区から一般社団法人又は認可地縁団体への移行

- 管理に高度の技術を要さない、**小規模な土地改良施設のみを管理している**
- 組織変更後も、**施設の適正な管理体制が確保される**等の要件を満たす場合は、**法人格の同一性を保ちつつ法人形態を変更可能**

<一般社団法人の特徴>

- 事業の自由度が高く、集落のために必要となる多様な事業活動に取り組むことが可能

- 施設を所有・管理することが可能
- 理事を1名置けば足りるなど、組織運営の負担が軽減
- 加入脱退は任意、法人参加も可
- 収益事業は課税



【ケース1】

一般社団法人
(〇県B市)

- 施設管理者の高齢化が進み、地域でも農業からリタイアする者が増加。
- 施設の維持管理費は、農家からの賦課金のみ依存。

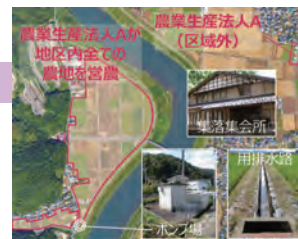
- 発電事業者から太陽光発電のための湖面利用に係る協議
- 水利組合を母体に一般社団法人を設立

- 発電収益を活用して、施設管理(水路の泥上げ等)は業者に委託。収益の残額は、将来の改修に備えて積立。
- 多様な事業活動により、施設利用者の負担を軽減しつつ、集落機能を維持

<認可地縁団体の特徴>

- 法人として集落の共同活動に取り組むことが可能

- 施設を所有・管理することが可能
- 代表者を1名置けば足りるなど、組織運営の負担が軽減
- 加入脱退は任意、構成員は住民
- 収益事業は課税



【ケース2】

認可地縁団体
(F県F市)

- 地区内の全ての農地を区域外の農業生産法人Aが営農(受託)。
- 基幹施設のポンプ場が更新完了、当面は維持管理のみの状態に。
- 用排水路は、地域排水の役割も兼ねており、従来から自治会が管理。

- 土地改良区、農業生産法人、自治会で役割分担を検討
- 認可地縁団体を設立

- 認可地縁団体は土地改良区の業務を引き継ぎ、ポンプ場と用排水路の所有、許可水利権を承継。
- 集落集会所の管理と合わせて、地域の資産を適切に管理し、集落機能を維持。

「食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会 令和3年度第5回配付資料」(農林水産省)
(<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/nousin/bukai/R0305/attach/pdf/siryou-6.pdf>)を加工して作成

千葉県土地改良事業団体連合会

会長理事

森 英介 (両総土地改良区理事長)

副会長理事

山田 一夫 (安房中央土地改良区理事長)

副会長常務理事

杉野 宏 (学識経験者)

理事

岡本 岩雄 (東海千種土地改良区理事長)

渡辺 昭博 (東葛北部土地改良区理事長)

長谷川 邦彦 (印旛沼土地改良区理事長)

篠塚 正勝 (香取市豊浦土地改良区理事長)

鈴木 良雄 (千葉県干潟土地改良区理事長)

塚瀬 一夫 (東金市十文字川土地改良区理事長)

平野 貞夫 (長生郡長南町長)

太田 洋 (いすみ市長)

小倉 秋男 (武田堰土地改良区理事長)

岩田 利雄 (香取郡東庄町長)

代表監事

鈴木 大作 (学識経験者)

監事

吉岡 繁 (千葉県根木名川土地改良区理事長)

依知川敏男 (千葉県借当川沿岸土地改良区理事長)

暑中お見舞い
申す

水土里ネットちば 335号 (令和4年7月発行)



発行

水土里ネット千葉(千葉県土地改良事業団体連合会)
〒261-0002 千葉市美浜区新港249番地5
TEL.043-241-1711(代)/FAX.043-248-2563(代)

印刷

株式会社ニッセイアド
〒264-0026 千葉市若葉区西都賀4-18-3
TEL.043-206-7752/FAX.043-206-7753